

法人名	法人番号	住所	指名停止期間	該当事項	指名停止理由
株式会社NIPPO	9010001034987	東京都中央区京橋1-19-11	R7.4.11-R7.7.18 10週間 +12月	指名停止等措置要領 別表第2第15号 (不正又は不誠実な行為)	(株)NIPPOの系列プラントは、東北・関東・北陸・中部・近畿・中国地方整備局、東京航空局が発注し当該業者が受注した工事において、アスファルト舗装工事に使用するアスファルト合材を当該業者に対し出荷していた。 これらの工事においては、契約図書(特記仕様書、設計図面等)で「新規骨材によるアスファルト合材(新規アスファルト合材)の使用を指定」されていたものの、当該業者は、国土交通省が実施した調査の結果において、発注者との協議を経ずに「再生骨材を含むアスファルト合材」を製造していたことが判明した。かつ、系列プラントは、製造した「再生アスファルト合材」を出荷伝票には「新規アスファルト合材」と明示したうえで、当該業者へ出荷していたことが判明した。 当該業者は、系列プラントから管理指標実績等の報告を受けていたが、系列プラントによる上記の行為を防止するための適切な行為を怠り、結果回避義務を果たさなかった。 また、当該業者の系列プラントは、東北・関東・北陸・中部・近畿・中国地方整備局発注の工事において、アスファルト舗装工事に使用するアスファルト合材を当該業者に対し出荷していたが、契約図書(特記仕様書、設計図面等)で「新規骨材によるアスファルト合材(新規アスファルト合材)の使用を指定」されており、受注者からも「新規骨材によるアスファルト合材(新規アスファルト合材)の使用」を指定されていたものの、国土交通省が実施した調査の結果において、「再生骨材を含むアスファルト合材(再生アスファルト合材)」を出荷伝票には「新規アスファルト合材」と明示したうえで、当該工事の受注者へ出荷していたことが判明した。 当該業者は、系列プラントと密接な人的・資本関係にあり、また、同社から管理指標実績等の報告を受けていたが、(株)NIPPOと系列プラント間で結んでいた契約書に基づく品質管理義務を果たさなかったもの。
鹿島道路株式会社	1010001001805	東京都文京区後楽1-7-27	R7.4.11-R7.7.10 3ヵ月	指名停止等措置要領 別表第2第15号 (不正又は不誠実な行為)	鹿島道路(株)は、北陸・中部・近畿・中国・九州地方整備局発注の工事において、アスファルト舗装工事を受注し、施工したが、契約図書(特記仕様書、設計図面等)で「新規骨材によるアスファルト合材(新規アスファルト合材)の使用を指定」されていたものの、国土交通省が実施した調査の結果において、発注者との協議を経ずに、「再生骨材を含むアスファルト合材(再生アスファルト合材)」を使用して工事を進めていたことが判明した。 また当該業者は、関東・北陸・中部・近畿・中国・九州地方整備局の工事において、アスファルト舗装工事に使用するアスファルト合材を自社プラントで製造し、当該工事の受注者に対し出荷していたが、契約図書(特記仕様書、設計図面等)で「新規骨材によるアスファルト合材(新規アスファルト合材)の使用を指定」されており、受注者からも「新規骨材によるアスファルト合材(新規アスファルト合材)」の使用を指定されていたものの、国土交通省が実施した調査の結果において、「再生骨材を含むアスファルト合材(再生アスファルト合材)」を使用し、かつ、製造した「再生アスファルト合材」を出荷伝票には「新規アスファルト合材」と明示したうえで、当該工事の受注者へ出荷していたことが判明した。 アスファルト舗装工事を受注し、施工した案件同様、受注者に対し出荷していた案件についても当該業者の合材製造所長等は、契約図書(特記仕様書、設計図面等)で「新規骨材によるアスファルト合材(新規アスファルト合材)の使用を指定」されていた工事へ納入する会社について、こちらも再生骨材が用いられることを容認していた。 四国地方整備局では土木施設事務所発注の令和4年度国道55号吉良川地区舗装外工事において「令和6年3月4日付で引き渡しを受けている完成済み工事」であるが、国土交通省が実施した調査の結果、本工事においても設計図書と異なるアスファルト合材が使用されていたことが発覚したものである。
日新興業株式会社	1120001057571	大阪府大阪市淀川区三国本町1-12-30	R7.4.25-R7.6.5 6週間	指名停止等措置要領 別表第2第13号 (建設業法違反行為)	日新興業(株)は建設業法施行令第1条の2に規定する額を超える下請契約を、建設業許可を有しない者との間で締結していた。このことが建設業法第28条第1項第6号に該当するとして、建設業許可部局である近畿地方整備局長より、監督処分(営業停止10日間)を受けたもの。
日精株式会社	9010401021610	東京都港区西新橋1丁目18番17号	R7.6.20-R7.8.20 2ヵ月	指名停止等措置要領 別表第2第5号 (指名停止等措置要領 別表第2第5号 (指名停止等措置要領 別表第2第5号 (指名禁止法違反行為)	日精(株)は建設業者が発注する特定地下PS工事において、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当する行為を行い、これが独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反するものであるとして、公正取引委員会により排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたもの。
住友重機建設システム株式会社	5010701005036	東京都品川区西品川1丁目1番1号	R7.6.20-R7.8.20 2ヵ月	指名停止等措置要領 別表第2第5号 (指名禁止法違反行為)	住友重機建設システム(株)は建設業者が発注する特定地下PS工事において、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当する行為を行い、これが独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反するものであるとして、公正取引委員会により排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたもの。
フジバスク株式会社	1010901010608	東京都世田谷区上馬4丁目2番5号	R7.6.20-R7.10.20 4ヵ月	指名停止等措置要領 別表第2第13号 (指名禁止法違反行為)	フジバスク(株)は建設業者が発注する特定地下PS工事において、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当する行為を行い、これが独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反するものであるとして、公正取引委員会により排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたもの。
IHI運搬機械株式会社	8010001036712	東京都中央区明石町8番1号	R7.6.20-R7.8.20 2ヵ月	指名停止等措置要領 別表第2第5号 (指名禁止法違反行為)	IHI運搬機械(株)は建設業者が発注する特定地下PS工事及び特定エレベーター方式PS設置工事において、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当する行為を行い、これが独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反するものであるとして、公正取引委員会により排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたもの。
新明和工業株式会社	7140001082323	兵庫県宝塚市新明和1番1号	R7.6.20-R7.8.20 2ヵ月	指名停止等措置要領 別表第2第5号 (指名禁止法違反行為)	新明和工業(株)は建設業者が発注する特定地下PS工事及び特定エレベーター方式PS設置工事において、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当する行為を行い、これが独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反するものであるとして、公正取引委員会により排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたもの。
関電ファシリティーズ株式会社	8120001126535	大阪府大阪市中央区城見1丁目3番7号	R7.7.4-R7.10.25 3ヵ月+6週間	指名停止等措置要領 別表第2第13号 (建設業法違反行為)	関電ファシリティーズ(株)は、大阪市内の複数の民間施設工事において、建設業法第28条第1項の規定に違反して、虚偽の実績等の記載を伴った不正な報告を提出し、発注者である国土交通省に対して、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、大阪府より指示処分を受けたもの。 また経営規模等評価の申請において、建設業法第27条の2第2項から第4項までの規定に違反して、虚偽の実績等の証明を行うことによって不正に資格を取得し、虚偽の内容を記載したことが建設業法第28条第1項に該当するとして、大阪府より指示処分を受けたもの。
株式会社KANSOテクノス	9120001077653	大阪府大阪市中央区安土町1丁目3番5号	R7.7.4-R7.9.4 2ヵ月	指名停止等措置要領 別表第2第13号 (建設業法違反行為)	(株)KANSOテクノスは、施工管理技術検定試験に係る実務経験において、不正を行って資格を取得していたことが判明したため、国土交通大臣より技術検定の合格取消が行われた。また当該取消を受け、建設業法第31条に基づく報告を徴収した結果、不適格者を営業所の専任技術者として配置していたほか、不適格者を主任技術者等として工事現場に配置していたことが建設業法第28条第1項本文及び同項第2号に該当するとして、建設業許可部局である近畿地方整備局長より22日間の営業停止処分を受けたもの。
株式会社かんてんエンジニアリング	8120001062598	大阪府大阪市北区中之島六丁目2番27号	R7.7.4-R7.10.4 3ヵ月	指名停止等措置要領 別表第2第13号 (建設業法違反行為)	(株)かんてんエンジニアリングは、施工管理技術検定試験に係る実務経験において、不正を行って資格を取得していたことが判明したため、国土交通大臣より技術検定の合格取消が行われた。また当該取消を受け、建設業法第31条に基づく報告を徴収した結果、不適格者を営業所の専任技術者として配置していたほか、不適格者を主任技術者等として工事現場に配置していたことが建設業法第28条第1項本文及び同項第2号に該当するとして、建設業許可部局である近畿地方整備局長より22日間の営業停止処分及び指示処分を受けたもの。
パナソニック株式会社	3120001236504	大阪府門真市大門真1006番地	R7.7.18-R7.8.17 1ヵ月	指名停止等措置要領 別表第2第13号 (建設業法違反行為)	建設業法第7条第2号及び建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していたことが、同法第28条第1項本文に該当すると認められるとして、指示処分を受けた。
パナソニック産機システムズ株式会社	8010501032913	東京都墨田区押上1丁目1番2号	R7.7.18-R7.9.17 2ヵ月	指名停止等措置要領 別表第2第13号 (建設業法違反行為)	建設業法第26条第1項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していたことが、同法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、22日間の営業停止処分を受けた。
パナソニックマーケティングジャパン株式会社	4120001016657	大阪府大阪市中央区城見2丁目1番61号	R7.7.18-R7.9.17 2ヵ月	指名停止等措置要領 別表第2第13号 (建設業法違反行為)	建設業法第26条第1項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していたことが、同法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、22日間の営業停止処分を受けた。
パナソニック環境エンジニアリング株式会社	3120901008457	大阪府吹田市垂水町3丁目28番33号	R7.7.18-R7.10.17 3ヵ月	指名停止等措置要領 別表第2第13号 (建設業法違反行為)	建設業法第26条第1項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していたことが、同法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、22日間の営業停止処分を受けた。さらに、建設業法第27条及び建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していたことが、同法第28条第1項本文に該当すると認められるとして、指示処分を受けた。
パナソニックE&Wエンジニアリング株式会社	3120001089786	大阪府大阪市中央区城見2丁目1番61号	R7.7.18-R7.10.17 3ヵ月	指名停止等措置要領 別表第2第13号 (建設業法違反行為)	建設業法第26条第1項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していたことが、同法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、22日間の営業停止処分を受けた。さらに、建設業法第27条及び建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していたことが、同法第28条第1項本文に該当すると認められるとして、指示処分を受けた。
株式会社北陽	2120001167312	大阪府大阪市東淀川区菅原7-1-21	R7.7.25-R7.12.24 5ヵ月	指名停止等措置要領 別表第2第13号 (建設業法違反行為)	(株)北陽は、令和7年3月31日付けで大阪府より、以下の事由を原因として、建設業法第28条第1項及び第4項の規定に基づく指示処分を受けた。 (1) 当該建設業者は、大阪市発注の3件の工事(以下「本件工事」という。))において、建設業法第26条第3項の規定に違反して、他の工事現場に専任の主任技術者として配置すべきA氏を主任技術者の配置に専任を要する本件工事の工事現場に非専任の主任技術者として配置した。 (2) 当該建設業者は、経営規模等評価の申請において、建設業法第27条の26第2項から第4項までの規定に違反して、「工事経費書」に本件工事うち2件の工事の工事現場に配置した主任技術者をA氏と記載すべきところ、B氏と記載し、また、(株)タケムラに請け負った当該工事、建設業法第22条第1項の規定に違反して、一括して(株)タケムラに請け負わせていたが、当該工事を実質的に行っているとは認められなかった当該工事の金額を完成工事書に含めて記載すべきではないところ、当該工事を施工して当該工事の金額が別掲工事の完成工事書に含まれることを記載した。 また、当該建設業者は、令和7年3月31日付けで大阪府より、以下の事由を原因として、建設業法第28条第3項及び第5項の規定に基づく営業停止処分(25日間)を受けた。 (1) 当該建設業者は、大阪市発注の工事において、建設業法第26条第3項の規定に違反して、他の工事現場に専任の主任技術者として配置すべきA氏を主任技術者の配置に専任を要する本件工事の工事現場に非専任の主任技術者として配置する(加えて、他社の現場代理人でもあった)など不適格な主任技術者を配置せず、建設業法第22条第1項の規定に違反して、その請け負った建設工事を一括して(株)タケムラに請け負わせた。 (2) 当該建設業者は、経営規模等評価の申請において、建設業法第27条の26第2項から第4項までの規定に違反して、A氏が他社の工事の現場代理人となっていたにもかかわらず、同氏を「技術職員名簿」に記載した。これにより得た経営事項審査結果を大阪市等から提出し、大阪市等がその結果を建築一式工事に係る資格審査に用いた。
株式会社グンエイ	8070001020842	群馬県太田市飯田町812番地	R7.8.8-R7.11.7 3ヵ月	指名停止等措置要領 別表第2第10号 (公契約関係脱走等妨害又は暴行)	(株)グンエイ代表取締役らは、群馬県桐生市が発注した新庁舎建設工事において、一般競争入札の条件が自分たちに有利になるように入札公告を修正させたとして、令和7年6月19日、埼玉・群馬県警合同捜査本部に公契約関係脱走入札妨害の容疑で逮捕されたもの。